

事 務 連 絡
平成 2 2 年 5 月 2 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産バナナ及びマンゴスチン)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、タイ政府から、下記の輸出業者について、バナナ及びマンゴスチンの検査命令免除輸出業者として登録する旨の通報があったことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 2 1 及び 2 2 にこれらを追加し、別紙 1 及び 2 のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 . バナナ(別表 2 1)
TOKYO SIAM BROTHER CO. ,LTD.
- 2 . マンゴスチン (別表 2 2)
BLUE RIVER PRODUCTS LIMITED.
LYTONE BIOTECH CO. ,LTD.
JALUX ASIA LTD.